

(別紙 1)

2026 年 4 月 30 日

「温室効果ガス排出の開示に対する改正」に関する適正手続の遵守状況

サステナビリティ基準委員会

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2025 年度における適正手続の遵守状況のうち、「温室効果ガス排出の開示に対する改正」（対象となるサステナビリティ開示基準等は（別紙 2）を参照のこと）に関する適正手続の遵守状況を報告するものである。

II. 適正手続の遵守状況

2. 「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「サステナビリティ開示基準適正手続規則」という。）に定められる条文ごとの適正手続の遵守状況は以下のとおりである。なお、2025 年 4 月以後 2026 年 3 月末までにサステナビリティ開示基準適正手続規則が 1 回改正されているが、最終改正のサステナビリティ開示基準適正手続規則と改正前のサステナビリティ開示基準適正手続規則とで適正手続の内容に実質的な変更はないため、以下の記載は最終改正の規定に基づいている。

審議テーマの決定

項目	サステナビリティ開示基準 適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
委員会による審議テーマの決定	<u>第 22 条 第 3 項</u> 委員会は、第 1 項のほか、緊急性がある等の場合、委員会の審議において審議テーマを決定できる。	2025 年 8 月 18 日に開催された第 56 回サステナビリティ基準委員会において、IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）の修正を提案する公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2 号に対する修正

		案」 ¹ が公表されたことを受けて、対応するサステナビリティ開示基準の取扱いについて新規テーマとして取り上げることが決定された。
--	--	---

公開草案の公表

項目	サステナビリティ開示基準 適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
公開草案に関するサステナビリティ基準委員会の審議の状況	<u>第7条 第1項</u> 委員会の議事は、原則として一般に公開し、受付の許容範囲内において、傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めたときは、議事を非公開とすることができる。	公開草案 ² の公表（2025年12月15日）まで、サステナビリティ基準委員会において4回の審議が行われた。詳細は（別紙3）を参照のこと。 サステナビリティ基準委員会はウェブでの傍聴を認めた。 なお、サステナビリティ基準委員会の審議の動画を財務会計基準機構のホームページで公開した。
	<u>第9条 第1項</u> 委員が検討する十分な期間を確保するために、委員会の事務局は、原則としておおむね1週間前に審議資料を委員に送付する。	審議資料は、サステナビリティ基準委員会のおおむね5営業日前に送付された。
	<u>第13条</u> 委員会の委員は原則として会議	サステナビリティ基準委員会において出席した委員は、原則とし

¹ その後、2025年12月に、ISSBより、「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2号に対する修正」及び「『温室効果ガス排出の開示に対する修正』と整合した結果的修正—『SASBスタンダード』に対する修正」が公表された。

² 2025年12月15日に、サステナビリティ基準委員会から公表された以下の公開草案（以下あわせて「公開草案」という。）をいう（コメント期限：2026年1月28日、コメント提出者数：9件）。

- ① サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案第3号（サステナビリティ開示ユニバーサル基準の改正案）「サステナビリティ開示基準の適用（案）」
- ② サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第4号（サステナビリティ開示テーマ別基準第1号の改正案）「一般開示基準（案）」
- ③ サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第5号（サステナビリティ開示テーマ別基準第2号の改正案）「気候関連開示基準（案）」

項目	サステナビリティ開示基準 適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
	に直接参加する。ただし、委員会がやむを得ないと認める場合、委員は、委員会にウェブ会議システム、テレビ会議システム及び電話会議システムなど、即時性、双方向性を満たす方法（ウェブ会議システム等の方法）を使用して出席することができる。	て対面にて参加した。
	<u>第 14 条 第 6 項</u> 委員が委員会を欠席した場合、書面を提出して又はウェブ会議システム等の方法を使用して意見を表明することができる。欠席した委員から書面にて意見が表明された場合、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明する。	サステナビリティ基準委員会において、ウェブ会議システム等の方法により欠席した委員からの意見が表明されたことがあった。
アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）の実施状況	<u>第 20 条</u> 委員会は、委員会の審議のために必要と認めた場合、アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）を実施する。アウトリーチは、サステナビリティ関連財務情報の利用者、作成者、監査人等を対象として実施する。 <u>第 21 条</u> アウトリーチを実施した場合、原則として、委員会、専門委員会の審議において、意見聴取の対象とした者の属性別の回数、聞かれた意見の概要等を報告する。	公開草案の公表時までにアウトリーチは実施されていない。

項目	サステナビリティ開示基準 適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
公開草案の 公表に関する議決（反 対意見の取 扱い）	<u>第 14 条 第 1 項</u> サステナビリティ開示基準等及びそれらに関する公開草案及び論点整理の公表に関しては、定款第 67 条の定めに従い、委員の 5 分の 3 以上の多数を持って議決する。	公開草案は、2025 年 12 月 11 日開催の第 60 回サステナビリティ基準委員会において公開草案の公表議決が行われ、出席委員 13 名（委員総数 13 名）の賛成により公表が承認された。この承認を受けて、2025 年 12 月 15 日に公開草案が公表された。
	<u>第 14 条 第 7 項</u> 委員会に欠席した委員が議決に参加することは認められない。	出席委員により議決要件が充足され、出席委員により議決が行われた。
公開草案の 公開期間	<u>第 19 条 第 3 項</u> 前2項による公開草案及び論点整理の公開の期間は、原則として、2ヶ月以上とする。ただし、重要性や緊急性を勘案し、委員会の議決により、短縮することができる。	公開草案は 2025 年 12 月 15 日にコメント募集を開始し、2025 年 1 月 28 日までをコメント受付期間（44 日）とした。 公開草案の公表期間の決定にあたっては、範囲が限定的であったことや、サステナビリティ基準委員会が 2026 年 3 月末までに確定基準を公表することを目標としていたことから、重要性や緊急性を勘案し、公開草案の公表期間を約 1 ヶ月半（40 日超）に短縮することとし、サステナビリティ基準委員会にて出席委員全員の賛成により承認された。 なお、サステナビリティ基準委員会等運営規則第 5 項第 1 項に従い、公開草案の公表期間の短縮について、適正手続監督委員会の委員全員の確認をとっている。

サステナビリティ開示基準等の公表

項目	サステナビリティ開示基準 適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況												
公開草案に寄せられた意見のホームページへの掲載及び公開草案に寄せられた意見に対する対応のホームページへの掲載	<u>第 19 条 第 4 項</u> 公開草案及び論点整理に対して寄せられた意見については、提出者名を含めてすべて財務会計基準機構のホームページに公開する。それらの寄せられた意見については、委員会において適時に検討を行い、検討の結果を財務会計基準機構のホームページに公開する。	公開草案に寄せられた意見は、2026 年 1 月 29 日に財務会計基準機構のホームページに掲載した。なお、寄せられたコメントは 9 件であり、内訳は以下のとおりである。												
		<table><tr><th>属性</th><th>提出者数</th></tr><tr><td>利用者</td><td>2</td></tr><tr><td>作成者</td><td>3</td></tr><tr><td>保証業務実施者</td><td>2</td></tr><tr><td>その他の市場関係者（個人）</td><td>2</td></tr><tr><td>合計</td><td>9</td></tr></table>	属性	提出者数	利用者	2	作成者	3	保証業務実施者	2	その他の市場関係者（個人）	2	合計	9
		属性	提出者数											
		利用者	2											
		作成者	3											
保証業務実施者	2													
その他の市場関係者（個人）	2													
合計	9													
公開草案に寄せられた意見に関する委員会の審議の状況	<u>第 7 条 第 1 項</u> 委員会の議事は、原則として一般に公開し、受付の許容範囲内において、傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めたときは、議事を非公開とすることができる。	公開草案の公表後、サステナビリティ基準委員会において 3 回の審議が行われた。詳細は（別紙 3）を参照のこと。 審議は、一般に公開し、ウェブでの傍聴を認めた。 なお、サステナビリティ基準委員会の審議の動画を財務会計基準機構のホームページで公開した。												
	<u>第 9 条 第 1 項</u> 委員が検討する十分な期間を確保するために、委員会の事務局は、原則としておおむね 1 週間前に審議資料を委員に送付する。	審議資料は、サステナビリティ基準委員会のおおむね 5 営業日前に送付された。												
	<u>第 13 条</u> 委員会の委員は原則として会議に直接参加する。ただし、委員会がやむを得ないと認める場合、委員は、委員会にウェブ会議システ	サステナビリティ基準委員会において出席した委員は、原則として対面にて参加した。												

項目	サステナビリティ開示基準 適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
	ム、テレビ会議システム及び電話会議システムなど、即時性、双方向性を満たす方法（ウェブ会議システム等の方法）を使用して出席することができる。	
	<u>第 14 条 第 6 項</u> 委員が委員会を欠席した場合、書面を提出して又はウェブ会議システム等の方法を使用して意見を表明することができる。欠席した委員から書面にて意見が表明された場合、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明する。	サステナビリティ基準委員会において、ウェブ会議システム等の方法により欠席した委員からの意見が表明されたことがあった。
アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）の実施状況	<u>第 20 条</u> 委員会は、委員会の審議のために必要と認めた場合、アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）を実施する。アウトリーチは、サステナビリティ関連財務情報の利用者、作成者、監査人等を対象として実施する。 <u>第21条</u> アウトリーチを実施した場合、原則として、委員会、専門委員会の審議において、意見聴取の対象とした者の属性別の回数、聞かれた意見の概要等を報告する。	公開草案の公表後、アウトリーチは実施されていない。
再公開草案の必要性に関する審議の状況等	<u>第 19 条 第 5 項</u> サステナビリティ開示基準等を公表する前に、公開草案を再度公表する必要性がないか否かを、委員会において検討する。	サステナビリティ開示基準を公表するにあたり、公開草案を再度公表する必要性の有無について、2026 年 2 月 25 日開催の第 64 回サステナビリティ基準委員会において審議を行った。

項目	サステナビリティ開示基準 適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
		審議の結果、再公開草案の必要性はないことが了承された。
サステナビリティ開示基準等の公表に関する議決（反対意見の取扱い）	<u>第 14 条 第 1 項</u> サステナビリティ開示基準等及びそれらに関する公開草案及び論点整理の公表に関しては、定款第 67 条の定めに従い、委員の 5 分の 3 以上の多数を持って議決する。	「温室効果ガス排出の開示に対する改正」は、2026 年 3 月 10 日開催の第 65 回サステナビリティ基準委員会において出席委員 12 名全員（委員総数 13 名）の賛成により公表することが承認された。その後、2026 年 3 月 13 日に公表された。
	<u>第 14 条 第 2 項</u> サステナビリティ開示ユニバーサル基準及びサステナビリティ開示テーマ別基準を公表する際、公表に賛成した委員と反対した委員の名前を当該基準に記載する。サステナビリティ開示産業別基準及びサステナビリティ開示実務対応基準については、出席委員数と賛成委員数を記載する。	「温室効果ガス排出の開示に対する改正」については、出席委員数、賛成委員数及び賛成した委員の名前を記載している（別紙 4）。
	<u>第 14 条 第 3 項</u> サステナビリティ開示基準等の議決に委員が反対した場合、サステナビリティ開示基準等に、反対した委員の反対理由を記載する。	「温室効果ガス排出の開示に対する改正」の公表に反対した委員はいなかったため、反対した委員の反対理由の記載はない。
	<u>第 14 条 第 7 項</u> 委員会に欠席した委員が議決に参加することは認められない。	出席委員により議決要件が充足され、出席委員により議決が行われた。

以 上

(別紙 2) サステナビリティ開示基準等の改正

対象となるサステナビリティ開示基準等

1. 改正

- 改正サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」
- 改正サステナビリティ開示テーマ別基準第 1 号「一般開示基準」
- 改正サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」

以 上

(別紙 3) サステナビリティ基準委員会の審議の状況

公開草案の公表に関するサステナビリティ基準委員会の審議の状況

1. 公開草案の公表までのサステナビリティ基準委員会における審議の状況は、以下のとおりである。

(サステナビリティ基準委員会)

回数	開催日	審議内容
第 56 回	2025 年 8 月 18 日	・ 開発にあたっての基本的な方針の検討 ・ 課題の抽出
第 58 回	2025 年 10 月 23 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 公開草案の文案の検討
第 59 回	2025 年 11 月 20 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 公開草案の文案の検討
第 60 回	2025 年 12 月 11 日	・ 公開草案の公表議決

公開草案公表後のサステナビリティ基準委員会の審議の状況

2. 公開草案公表後のサステナビリティ基準委員会における審議の状況は、以下のとおりである。

(サステナビリティ基準委員会)

回数	開催日	審議内容
第 63 回	2026 年 2 月 12 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 64 回	2026 年 2 月 25 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応 ・ 公開草案を再度公表する必要性の有無
第 65 回	2026 年 3 月 10 日	・ サステナビリティ開示基準の公表議決

以 上

（別紙 4）サステナビリティ開示基準等の公表に関する議決に関する記載の状況

サステナビリティ開示基準

1. 以下に出席委員数、賛成委員数及び賛成した委員の名前を記載している。
 - 改正サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」第 97-2 項
 - 改正サステナビリティ開示テーマ別基準第 1 号「一般開示基準」第 44-2 項
 - 改正サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」第 106-2 項

以 上